

薬食発第 1015001 号
平成 19・10・05 製局第 1 号
環保企発第 071015001 号
平成 19 年 10 月 15 日

厚生労働省医薬食品局長
経済産業省製造産業局長
環境省総合環境政策局長

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について」の一部改正について

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号。以下「化審法」という。）の運用については、平成 16 年 3 月 25 日付け「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について」（薬食発第 0325001 号、平成 16・03・19 製局第 3 号、環保企発第 040325001 号。以下「運用通知」という。）により取り扱ってきたところである。今般、化審法に規定する第一種特定化学物質が副生する事例が複数確認されたことを受け、副生成物として他の化学物質に微量含有される第一種特定化学物質の取扱いに係る考え方を明確化する観点から、運用通知の一部を下記のとおり改正し、平成 19 年 10 月 15 日から施行する。

記

3－3 を 3－4 とし、3－2 を 3－3 とし、3－2 として次を加える。

3－2 第一種特定化学物質に該当する化学物質が他の化学物質に副生成物として微量含まれる場合であつて、当該副生成物による環境の汚染を通じた人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがなく、その含有割合が工業技術的・経済的に可能なレベルまで低減していると認められるときは、当該副生成物は第一種特定化学物質としては取り扱わないものとする。